駐車揚利用約款

熊谷通運株式会社

(使用目的･駐車場所)
第 1 条甲は乙の駐車場利用につき、本契約第４条記載の車両に限り駐車を目的としてのみ使用することを承諾する。なお、乙は本契約及び本約款の各条項を遵守することを約した。
(2)乙は本契約第 1 条記載の駐車場及び駐車区画内に駐車するものとする。但し、甲は甲の都合にり、乙に事前に通知することにより乙の駐車区画を変更ができるものとする。
(3)乙の車両サイズは本契約第 8 条記載の車両規格以下とする。
(4)乙は本契約による駐車場を使用する権利を第三者に譲渡･転貸することはできない。又、車両を変更する場合は迪やかに乙は甲に届け出るものとする。
㈲甲は乙に対し、本契約第 9 条に貸与品の記載がある場合、貸与品を乙に貸し出すものとする。
その際、乙は貸与品を使用し入出庫するものとする。なお、乙が貸与品を紛失した際、乙は紛失補償料を負担するものとする。
また、乙は契約期間満了後速やかに貸与品を甲に返却するものとする。

(契約期間)
第 2 条乙の駐車場の使用期間は本契約第 2 条記載の通りとする。但し、期間満了 1 ヵ月前までに甲又は乙から何等の申し出の無い場合は、引き続き 1 ヵ月間期間を継続されたものとし、それ以後も同様とする。

(駐車料等)
第 3 条　乙は駐車料金として、本契約第 3 条記載の合計駐車料金を毎月甲に支払うものとする。
(2)本契約第２条記載の契約開始日が月の途中の場合、本契約第 3 条記載の合計駐車料金は当該月日数の日割り計算とする。
(3)乙が「保管場所使用承諾証明書(車庫証明発行)」を甲に要請する場合には、当該証明書発行の都度、乙は本契約第 5 条記載の保管場所使用承諾証明書費用(車庫証明発行手数料)を本契約第 6 条記載の支払方法にて甲に支払うものとする。
(4)乙は、本契約締結時に本契約第 5 条記載の契約事務手数料を本契約第 6 条記載の支払方法にて甲に支払うものとする。
(5)甲は、賃貸借期間中であっても物価の高騰。公租公課の増加等経済情勢の変動、若しくは、法令の改正や利用者の契約状況及び甲の継続的駐車場運営等から不相当になった場合、本契約第 3 条記載の駐車料金および本契約第 5 条記載のその他の費用を改定できるものとする。

(保管責任)
第４条本契約第４条記載の車両の保管責任は全て乙が負い、天変地異による損害、及び駐車場内における盗難､損傷等、いかなる事故が発生しても甲は何等の責を負わない。また、降雪その他天候等により､本契約第４条記載の車両が駐車場の出入り及び移動が不可能な場合でも甲は除雪等､何等の責を負わない。

(損害賠償)
第 5 条　乙又は乙の関係者が、故意又は重大な過失により甲の施設又は他の車両を毀損し、あるいは甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙はこれについて弁済する。

(解約)
第 6 条　甲及び乙は､契約期間中といえども予告により本契約を解約することができる。甲の予告による解約の場合は、甲の予告到達日の翌月末日をもって本契約は終了する。なお､月の途中での解約はできないものとする。
(2)乙の予告による解約の場合は、解約日は申し出た月の翌月末日とし､月の途中での解約はできないものとする。

(契約の解除)
第 7 条乙が次の条項に違反した場合、甲は乙に対し何等の催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。この場合、乙が甲に前納した駐車場使用料及び契約事務手数料は返還しないものとする。
(l)甲が乙に対し契約書類を発送した日の翌日より起算して 1 週間以内に甲の元に契約書類か返送されなかったとき。
(2)契約事務手数料の支払い及び駐車場使用料の支払いを I 回でも怠ったとき。
(3)本契約及び本約款の各条項に従わなかったとき。
(4)解散、破産、民事再生､会社更生の申し立てがあったとき。
(5)本約款第 8 条の確約に反する事実が判明したとき、若しくは、契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
(6)本約款第 9 条に掲げる行為を行った場合。

(反社会的勢力の排除)
第 8 条甲及び乙は､次の各号の事項を確約する。
く 1)自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が､暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して｢反社会的勢力｣という。)ではないこと。
(2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ､本契約の締結をするものではないこと。
(3)自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア相手方に対し脅迫的な言動または暴力を用いる行為
イ偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し､または信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)
第 9 条乙は、駐車場の使用に当たり、記載注意事項及び次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
(1)駐車場において反社会的勢力の利用の用に供すること。
(2)駐車場または駐車場の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い､または威勢を示すことにより、甲､他の駐車場利用者、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
(3)駐車場を反社会的勢力に占有させ、または本駐車場に反復継続して反社会的勢力を出入させること。
(4)アイドリング及び騒音を発生させる等の駐車場の近隣に迷惑を及ぼす行為。
(5)駐車場に粗大ゴミ､たばこの吸い殻､空き缶･空き瓶、紙くず等のゴミを廃棄すること。
(6)乙の契約車両以外の什器･備品等を置くこと。
(7)その他駐車場の運営管理を妨げる行為。

(駐車車両拒絶の措置)
第 10 条甲及び甲が委託した者(以下､管理者という)は､次の各号に定める理由があるときは、その車両の駐車を拒絶し、
又は退去させることができる。乙がこれを行わないときは、甲は乙の負担で搬出の処置をするものとし、乙は何等異議のないことを予め承諾した。
(I)本契約第 1 条に定める区画･台数に基づき、本契約第 4 条に登録されている車両以外の駐車及び本契約第 8 条に定める車両規格に則していない車両。
(2)ナンバープレートが付いていない車両。
(3)｢道路運送車両法｣に定める公道を走行出来ない車両。
(4)爆発物等の危険物､又は人に危害を及ぼすおそれがあると認められるものを積み､又は取り付けているとき。
(5)非衛生的なもの、又は悪臭を放つものを積んでいるとき。
(6)その他管理者が駐車場の管理上支障があると嵩められるとき。
(7)登録車両以外(バイク、自転車を含む)での当駐車場への駐車。

(車両の搬出)
第∪条契約期間満了又は本約款第 6 条、本約款第７条､本約款第 8 条、本約款第 9 条により本契約が終了したときは、乙は直ちに車両を駐車場外に搬出しなければならない。乙がこれを行わないときは、甲は乙の負担で搬出の処置をするものとし、乙は何等異議のないことを予め承諾した。　　､

(協議)
第I 2 条本契約及び約款の条項に疑義が生じた場合や定めない事項は甲･乙誠意をもって協議し､解決するものとす

(管轄裁判所)
第 13 条本契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

(特約事項)
第 14 条甲及び乙は､本契約第 11 条に特記事項の記載がある場合、特記事項の内容を承諾するものとす
‾

以上